

今年こそ

(「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページ)

年末調整を電子化



しましょう!

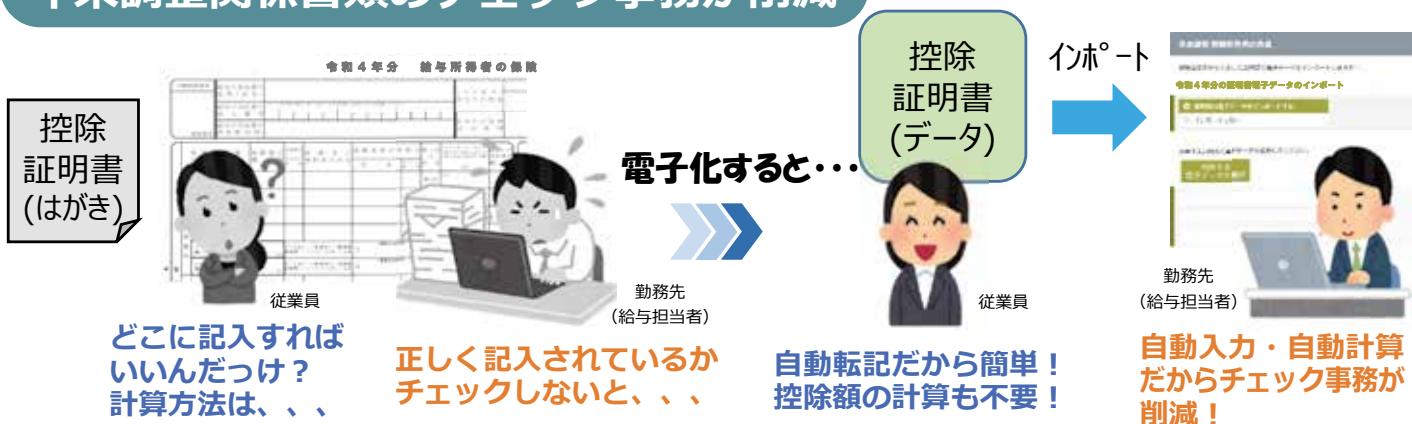
年末調整の電子化とは、

①控除証明書等の電子データを利用し、②控除申告書を電子的に作成・提出することをいいます。

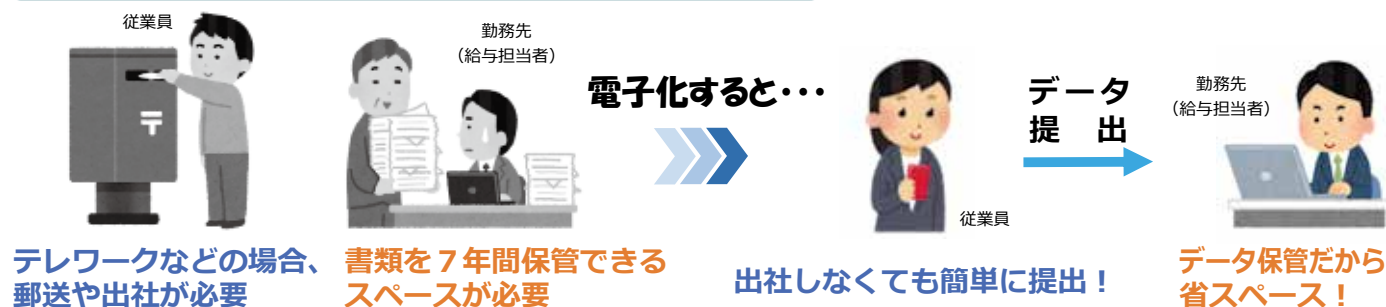
※ 年末調整を電子化するには、電子化に対応した市販ソフトウェアまたは国税庁が提供する年末調整申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）が必要です。

電子化のメリット

年末調整関係書類のチェック事務が削減



年末調整手続がペーパーレス化



控除証明書の電子化の状況

生命保険会社が発行する控除証明書の **約85%**
損害保険会社が発行する控除証明書の **約90%**

が電子化に対応!!

控除証明書を電子で発行する保険会社等は、今後更に拡大する予定です!



注1) 令和3年10月現在
注2) 生命保険会社においては「契約件数」を、損害保険会社においては「払込保険料」を基に電子化の割合を計算



従業員の方へe-Taxによる 確定申告の周知をお願いします

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力いただきありがとうございます。

国税庁では税務署に出向かなくても自宅から確定申告ができる、e-Taxの普及に努めています。

従業員の方が医療費控除やふるさと納税などで確定申告される際は、ぜひ自宅からのe-Taxをご利用いただくよう、下記の事項について、従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知、食堂等の従業員が集まる場所への掲示等を行っていただきますようお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>

さあ、自宅でe-Tax 確定申告書等作成コーナーから

スマホやパソコンを利用した自宅からのe-Taxには多くのメリットがあります。

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



←自宅からのe-Taxの
詳細はこちら

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/01.pdf

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告に関する情報収集は「確定申告特集ページ」から

確定申告に必要な書類や申告手順など、確定申告に関する様々な情報を国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」に掲載しています。

確定申告



←「確定申告特集ページ」はこちら

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



国税庁（法人番号7000012050002）